

春は就職・進学・転勤の季節です

# 届出を忘れていませんか？



住所を変更したときは転入・転出の届出が必要です。

市民課では、さまざまな届出の受付や証明書の交付をしていますが、必要な書類がない場合は手続きができないことがありますので、ご確認の上、市民課窓口へお越しください。

市民課国分寺窓口グループ ☎40-5557

問い合わせ先

市民課石橋窓口グループ ☎52-1111

市民課南河内窓口グループ ☎48-2111

## 転出届（他市区町村に住所を移すとき）

必要なもの

- ・印鑑
- ・各種医療費受給者証
- ・印鑑登録証（登録者のみ）
- ・国民健康保険証（加入世帯のみ）
- ・本人確認書類（免許証、パスポート等）
- ・介護保険証（該当者のみ）

転出届は転出する本人または同じ世帯の方が手続きできます。それ以外の方が本人に代わり届出をする場合は、「委任状」が必要となります。

転出届をすると、「**転出証明書（無料）**」が交付されます。この「転出証明書」を添え、新しい住所地へ転入届をしてください。

## 転入届（他市区町村から住所を移すとき）

住み始めてから14日以内に届出をしてください。

必要なもの

- ・転入前市区町村発行の「転出証明書」
- ・印鑑
- ・児童手当用所得証明書、保護者の健康保険証及び銀行の預金通帳（受給者のみ）
- ・本人確認書類（免許証、パスポート等）
- ・お子様の健康保険証、保護者の銀行の預金通帳（お子様が小学校3年生まで）



転入届は転入する本人または同じ世帯の方が手続きできます。それ以外の方が本人に代わり届出をする場合は、「委任状」が必要となります。

手続きを怠りますと過料に処せられる場合があります。（住民基本台帳法第53条第2項）

## 市民課窓口を4月5日・19日の土曜日開庁します

住所異動の時期に伴い、市民課窓口を次のとおり開庁します。仕事等の都合で平日窓口にお越しただけない方など、ぜひ、ご利用ください。

開庁日 4月5日・19日 時間 午前8時30分～正午

場所 国分寺庁舎市民課窓口

主な業務 転入・転出・転居届、戸籍届出・戸籍全部・個人事項証明書（戸籍謄抄本）、住民票の写し、印鑑登録証明書、市税証明書等

内容により、他市町村等へ照会や確認が必要になる場合には、お取り扱いできない場合がありますので、ご了承ください。

問い合わせ先

市民課国分寺窓口 ☎40-5557